

令和4年度リーベルネットワーク全体研修会報告書

1. 開催日時：令和4年11月24日（木） 14：00～15：30
2. 開催場所：立花市民センター イベントホール
3. 参加者・・・32事業所から35名の参加 ○福祉事業所関係者・・・医療法人筑水会、(株)さんふらわあ、社会福祉法人ハイジ福祉会、一般社団法人いけだ社会福祉事務所、(有)アプランケアサービス、(有)鶴得介商店、社会福祉法人明和会、社会福祉法人上横山福祉会、社会福祉法人楠会、特定非営利活動法人福岡県総合福祉協議会、社会福祉法人伍福会、医療法人尚恵会、特定非営利活動法人広川福祉会、NPO法人K I H O N、社会福祉法人筑陽会、社会福祉法人年輪福祉会、(株)ファーストリンク、NPO法人すまいる。 ○その他・・・八女市身体障害者相談員、八女市子育て支援課、八女市地域包括支援センター、八女市社会福祉協議会、九州ダンボール株式会社、福岡県立筑後特別支援学校、八女市教育委員会教育相談室、NPO法人リーベル。
4. 内容 講師・・・岡村 ^{ふみえ} 文重氏（NPO法人消費者支援機構 専門部会員 消費生活相談員） テーマ・・・「障がい者の陥りやすい消費者被害について」 講演内容 ○障がい者の消費者被害の状況 1) 年々増加し2021年は過去最多 2) 本人からの相談は4割しかない 3) 精神障がい者、知的障がい者、発達障がい者では精神障がい者の被害が一番多い（全体の約4割） ○トラブル事例の紹介 1) デート商法・・・恋愛感情を利用して断りにく状況を作り、高額な品物を売りつける商法 2) マルチ商法・・・セミナーへ参加し、成功者からの体験談などで洗脳状態に陥り商品購入の契約書を交わす商法 3) 携帯ショップでの複数契約・・・光回線、電気、ウォーターサーバー代など勧められるままに契約をしてしまったケース 4) オンラインでの高額課金・・・最初は無料で遊べるが有料のアイテムがほしくなり、高額な請求につながってしまうケース ○トラブルの対応 ・クーリング・オフ制度・・・訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引など法律で規定した契約の場合に、契約書受領日から一定の期間内であれば、消費者が無条件に契約を解除できる制度 ・クーリング・オフ対象の取引と期間 ① 訪問販売（展示販売、キャッチセールス等）・・・8日間 ② 訪問購入（店舗以外の場所で物品を買い取る等）・・・8日間 ③ 電話勧誘販売（電話による勧誘行為での申し込み等）・・・8日間

- ④ 特定継続的役務提供（5万円を超え、かつ一定期間を超える美容、語学、パソコン教室、結婚相手紹介サービス等）・・・8日間
- ⑤ 連鎖販売取引（個人を販売員となることで販売組織を連鎖的に拡大していく契約等）・・・20日間
- ⑥ 業務提供誘引販売取引（仕事が必要であると商品等を購入させる商法、内職商法、モニター商法）・・・20日間

○通信販売には

- 1) 通信販売（ネット販売、テレビショッピング、カタログ通販等）にはクーリング・オフ制度はありません
- 2) 返品の内容は広告に表示される「返品特約」に従うこととなりますので、事前の確認が必要（返品できる場合も返送料は消費者負担が一般的）
- 3) 定期購入が条件になっていないか要注意
- 4) ネット販売では最終確認場面をスクリーンショットしておきましょう

○見守りのポイント

- 1) 気づき
- 2) 声かけ
- 3) つなぐ

○障がい者自身の消費者力 up を目指す・・・消費者を取り巻く環境は日々変化しているため、障がい者自身の「気づく力」「相談する力」「断る力」が向上すれば障がい者の消費者トラブルが減少していくと思われる

○消費生活センターとは・・・専門の資格を持つ相談員が、ご本人の意思を尊重したうえで、消費者トラブル解決のため「自主交渉の助言」「あっせん」「情報提供」を行っている（消費者ホットライン＝188）